

交通弱者等事故防止啓発動画制作及びWEB広告配信業務委託仕様書

1. 業務の名称

交通弱者等事故防止啓発動画制作及びWEB広告配信業務委託

2. 業務の目的

本県における交通死亡事故の特徴は、死者数に占める高齢者の割合が5割、歩行者や自転車乗用中の交通弱者が約4割となっていることです。また、交通事故死傷者となった交通弱者の多くが歩行者の横断歩道外横断や、自転車による安全不確認などの法令違反をしているという実態があります。

また、「横断歩道等における歩行者等の優先」が道路交通法第38条で定められているにもかかわらず、県内の「信号機のない横断歩道における自動車の一時停止率」は51.3%（令和5年（一社）日本自動車連盟調べ）と、未だ半数近くが停止していません。さらに、飲酒運転による人身事故件数は昨年より減っているものの、根絶には至っていません。

本業務は、「横断歩道の歩行者優先」や「飲酒運転根絶」などのテーマごとに、視聴者の印象に残る動画を配信することにより、県民の交通安全意識のさらなる高揚を図り、全ての人が交通事故防止を自分事と捉え、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践につなげることを目的に実施するものです。

3. 委託業務の内容

自動車等運転者、自転車運転者や歩行者に交通ルールや交通マナー等を周知し交通安全意識の高揚を図るための啓発動画の制作及びWEB広告配信に関する以下の業務とする。

(1) 動画制作業務

ア 尺・本数

15秒・4本 ※内容についてはエ(ア)～(エ)のとおりとする。

イ 用途

- (ア) 三重県ホームページ上での公開
- (イ) WEB広告
- (ウ) テレビCM
- (エ) DVDによる上映（三重県が主催する啓発イベント、講演会等）
- (オ) 映画館でのCM（県内映画館）
- (カ) 駅や商業施設に設置されているデジタルサイネージでの上映

ウ 形式

実写、アニメーション、CG等形式は問わない。

エ 内容

自動車等運転者、自転車運転者、歩行者の観点から、交通事故防止を自分事として捉えられるよう、訴求力のある動画とし、内容は以下のとおりとする。また、別紙「参考資料」に示すURL等を参照し、交通事故情勢等を踏まえた内容とすること。

- (ア) 横断歩道の歩行者優先に関する意識啓発動画

信号機のない横断歩道の一時停止率の向上を図る内容とすること。(自動車運転者目線)

(イ) 歩行者(高齢者)の交通安全に関する意識啓発動画

横断歩道外横断など、歩行者自身のルール違反に触れ、歩行者が守るべき交通ルールについて啓発する内容とすること。

(ウ) 自転車の安全利用に関する意識啓発動画

ヘルメットの着用を促す内容とすること及び自転車損害賠償責任保険等加入義務(三重県交通安全条例第25条)について周知する内容とすること。

(エ) 飲酒運転根絶に関する意識啓発動画

飲酒運転は悪質・危険な犯罪であるとともに、被害者・運転者の生命だけでなく、家族、社会的地位・財産など多くの大切なものを失ってしまうものであることを切実に伝える内容とすること。

※詳細な内容については、別途協議するものとする。

オ 留意事項

(ア) 動画制作にあたっては、委託者(県担当者)と十分協議して制作し、提出すること。

また、完成までに、委託者による複数回の内容確認および修正指示の機会を設けること。

(イ) 音楽素材やイラスト等に関しては、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

(ウ) フルHD以上の解像度の動画を制作すること。

(2) WEB広告配信業務

動画作成業務で作成した各動画を以下のとおり配信する。

ア 配信媒体

TVer

イ 配信期間

令和7年2月 28 日(金) まで

※遅くとも12月 1 日までに配信を開始すること。

ウ 配信回数

広告の表示回数は、4つの動画を合わせて100万回以上とすること。

エ 配信エリア

三重県内全域

オ 留意事項

(ア) 配信期間、配信回数、配信対象は、上記ア～エを踏まえて効果的な期間、配信対象年齢等の属性について、提案すること。

(イ) 配信の回数について、十分に広報の効果が得られると考えられる回数を提案し、その根拠等を示すこと。

(ウ) 広告配信前に委託者(県担当者)と年齢層等のターゲット設定や配信テーマごとの配信回数の割り当て等について協議を行うこと。

(エ) 委託者(県担当者)へ1か月ごとに業務報告書により配信状況を報告のうえ、必

要に応じ、ターゲット層及び配信期間を変更するなどの協議・対応を行うこと。

(オ) 広告配信に際し必要な申請手続き等についても対応すること。

4. 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月14日(金)までとする。

5. 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

(1) 三重県環境生活部くらし・交通安全課(三重県津市広明町13番地)

(2) 受託者の所在地

(3) 三重県が指定した場所(配信媒体など)

6. 報告書等及び成果物の提出

(1) 報告書等

ア 配信状況のレポート(1か月ごとに提出)

イ 業務完了報告書

提出期限:令和7年3月14日(金)まで※業務完了報告書のみ

提出形態:電子データ

(2) 成果物

ア ウェブアップロード用動画データ一式(mp4形式)

イ プレイヤーによる再生用DVD1枚

提出期限:動画完成次第の提出とすること。(広告配信前に県HPへの掲載等を行うため。)

(3) (1)及び(2)の提出先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県環境生活部くらし・交通安全課

電子メール:seikotu@pref.mie.lg.jp

(4) 留意事項

ア 配信状況のレポートは、表示回数、クリック数、閲覧者の属性(性別、年齢等)等について記載し、翌月10日(10日が休日の場合は翌営業日)までに提出をすること。

イ 業務完了報告書には、表示回数、クリック数、閲覧者の属性(性別、年齢等)を分析し、本事業の効果検証と今後の課題及び今後の本動画を活用した広報の提案等を記載すること。

ウ (2)ア ウェブアップロード用動画データ一式(mp4形式)は、ウェブページやYouTube、Facebook、Instagram等の動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式で納品すること。

7. 契約上限額

7,458,000円(消費税及び地方消費税を含む)

8. 委託業務に係る特記事項

契約上限額の範囲内で、本仕様書3に加え、本事業の目的達成に資する業務の提案がある場合は、それを妨げない。

9. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出すること。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載すること。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (3) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行う。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

10. 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約代金は、委託業務が完了し、検査に合格したあとに支払うものとする。

12. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14. その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年5月 30 日法律第 57 号)及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

- (3) 著作権の帰属等

ア 成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

イ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、委託者に譲渡するものとする。

ウ 成果品のうち、第1項の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。

エ 成果品のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

オ 委託者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

カ 受託者は、第1項に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

キ 受託者は、第2項に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が

著作権者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

- ク 前2項の著作権者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作権者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用、又は改変する場合は、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 委託者に引き渡された成果品の全部又は一部につき、委託者が当該成果品を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして委託者に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (イ) 委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。